

【研究ノート】

山陰地域における電気利用の歴史と地域性に関する研究

手塚智子

(島根大学法文学部山陰研究センター客員研究員、市民エネルギーとっとり)

概 要

電気の利用は暮らしの質の向上や維持、地域の内発的な発展に貢献してきた。本稿では、山陰地域、主に鳥取県に存在した戦前の電気事業に着目し、その概要と特性を整理した。そこには地域や住民の主体的な関与と、一定の決定権や選択肢が存在しており、自然との共生の視点をもちながら、地域経済の発展を志向した実践が行われていた。分散型エネルギーシステムへの転換が求められる今日において、地域の持続可能な資源利用は、地域経済や防災の面からも重要であり、地域が主体的に関与するエネルギーの自治が求められる。かつて実践されていた地域密着型の電気利用に見られる特性や課題を考察することで、山陰地域での分散型エネルギーシステムへの転換の促進に資する要素を見出したい。

キーワード：分散型エネルギーシステム、自然共生、地域の内発的発展、
エネルギー自治

はじめに

本稿は、電気利用が日本で始まった明治期から、現在の 9 (10) 電力体制の基礎がつけられた戦中の国家管理体制までの歴史を、主に鳥取県の電気事業に着目し、その地域性を研究ノートとして整理したものである。

私たちの生存基盤は自然資源である。かつてエネルギー利用は、薪や炭、油などを主とし、地域の資源循環の一部であった。明治期から広まった電気の利用は、暮らしの質の向上や産業の発展をもたらした。今日、電力の供給システムは著しく巨大化、複雑化し、有限な資源を、再生速度を上回るペースで浪費する今の文明社会を支えている。気候変動、資源制約、人口減少社会の到来、地域経済等の視点からも、化石燃料による大規模集中型のエネルギー供給から、再生可能エネルギーを基調とする小規模分散型のエネルギー供給への早急な移行が求められる。2012年以降、再生可能エネルギー特別措置法に位置付けられた固定価格買取制度によって、日本でも太陽光発電を中心として、再生可能エネルギー設備の導入が進んでいる。一方で、売電利益をあげることを主要な目的とする発電事業が横行し、大規模ソーラーシステムによる山林破壊をはじめとする自然資源の乱開発や安全性を軽視した発電設備の設置など、再生可能エネルギー利用においても多様な問題が顕在化しつつある。

戦前の電気事業は、戦後の 9 電力体制に比べはるかに小規模分散型であった。また、事業主

体は民営、公営、組合営と多様で、分権的でもあった。当時の電気事業は自由競争下にあり、収益性が低い農山村地域への電気供給が進まなかったことも多く、地域や住民が町村営や電気利用組合として電気事業を担い、地域特性に適した電気利用が行われていた。

それでは、鳥取県の電気利用の歴史には、どのような地域特性がみられるだろうか。また、電気を利用する地域や住民の主体的な関与は存在しただろうか。本稿では、電気利用が地域の営みと暮らしに密着していた歴史を概観し、鳥取地域の特性を明らかにすることを目的とする。また、そこから浮かび上がる今日的な意義について考察を試みる。

1. で日本及び中国地域における電気事業史を概観し、2. で主に鳥取県における電気事業の概要と地域性について述べる。3. で事例として鳥取電燈市営化運動を取り上げ、最後に考察を述べる。

1. 日本と中国地域の電気事業史の概要

1.1 各地で生まれた電燈会社¹。

日本の電気供給は、1887年(明治20)、東京電燈株式会社が開始した。神戸・大阪・品川・横浜など都市部で電燈会社がつぎつぎに設立され、1895年(明治28)までに全国で34事業所が営業している。地域の財界人、旧士族らが中心となり電燈会社を設立、また、鉱山や紡績工場、鉄道会社も自家発電設備を導入し、灯りと動力を必要とする地域や産業の現場で電気利用は普及していった。

中国地方では、1894年(明治27)に岡山電燈が、ついで広島電燈が開業している。翌年、鳥根県で松江電燈、翌々年に山口県で馬関電燈が開業し、鳥取県では、1907年(明治40)に鳥取電燈が電気供給を開始した。1913年(大正2)までに、鳥取県内では山陰電気、倉吉電気、岩井電燈、境電気が相次いで創業している。電気事業の開業に先立ち、中国地方における電燈の実用化は紡績会社から始まった。1888年(明治21)、岡山紡績会社が作業場の照明に電燈を取り入れたことを皮切りに、翌年、玉島紡績所、広島綿糸紡績、倉敷紡績所、つづいて福山紡績が、いずれも自家発電によって電燈の使用を始めている。

1.2 発電種別と電燈需要の状況²

電気事業の黎明期の電源は、都市部における火力発電所がその多くを占めていた。1895年(明治28)当時の発電設備は、開業した34社のうち火力発電が22社、水力発電が9社、火力水力・受電が3社となっている。電燈用が主な用途で、電燈普及は都市部に集中しており、東京・大阪・京都だけで全体の6割を占めていた。

燃料を必要とする火力発電は、日清戦争等による石炭価格の高騰によるコスト増に加え、石炭価格の変動に収益が左右されるようになることから、燃料費がかからず24時間稼働可能な水力発電に電源開発の軸足が移っていく。一般供給電力(日本全体)の水力と火力の比率は、1907年(明治44)に水力51.9%、火力48.1%と逆転し、1925年(大正14)には、発電出力の7割弱を水力発電が占めている。

中国地方でも電気事業の開業ラッシュに伴い、電燈・電力の利用範囲は急拡大している。各

県で電気事業者が出そろった1907年(明治40)には、電燈の普及は0.57%であったが、都市部から農山村地域へ供給エリアが広がり、1913年(大正2)には、11.7%と急増している。発電設備は、当初、30-50kWほどの小規模な火力(汽力)が導入され、1899年(明治32)に広島水力電気の広発電所が稼働し750kWの発電が始まっている。明治末期から広島電燈、松江電燈、鳥取電燈、山陰電気などが水力発電に着手し、大正時代には水主火従時代に移行した。

1.3 電気需要の拡大と供給システムの巨大化、そして国家管理への移行

水力発電の経済性は、電源としての優位性を高め、送電システムと発電設備の大規模化を進める要因となった。また、都市部に低廉な電力を供給する体制が技術的にも完成され、日清戦争、日露戦争を経て、さらに第1次世界大戦がもたらした好景気を受けて、電灯電力需要は拡大の一途をたどっていった。

大正時代末期には電灯会社は700超に増え乱立状態となり、顧客獲得競争が激化していく³。電気料金の値下げ競争は採算割れを引き起こし、大戦後の恐慌や金融危機のなか、中小事業者を吸収合併する動きが強まる。都市部ではカルテルが形成され、やがて5大電力が形成されていった。なお、電気事業者の数は、1933年(昭和8)には818を数え、そのうち120は公営電気事業者で、その内訳は県営5、市営15、町村組合営12、町営22、村営66となっている⁴。これらは国家総動員体制の中で電力の国家管理が進み、9つの配電会社などへの強制出資等により、その多くが消滅することになった。

2. 鳥取県の電気事業の経緯・推移

それでは鳥取県の戦前の電気事業には、具体的にどのような事例が存在し、どのような地域性がみられるだろうか。鳥取県内の電気事業は、1887年(明治20)頃から検討が始められ、1906年(明治39)に設立された鳥取電燈株式会社(本社鳥取市)によってはじまった。1907年(明治40)、皇太子の鳥取行啓を記念して市内の一齐点灯が行われ、水が火になる、と驚かれた逸話が残されている。以下では、電気事業者による電気供給、次いで電気利用組合や共同自家用による電気利用について述べる。

2.1 電気事業者の設立期

鳥取県では、電気事業者の設立時期が大きく二つに分かれており、それぞれを設立期前期および後期として概観する⁵。

〈設立期前期：1906年～1912年〉

①鳥取電燈

鳥取電燈(以下、鳥電。)は、当時の『因伯時報』社長かつ県会議員の主唱により、鳥取市と因幡地方各郡有志の間で電気事業を検討し、鳥取市会議長を含む10名が発起人となり1903年(明治36)、電気事業を出願している。1906年(明治39)に鳥電が設立され、初代社長には最大の株主でもあった、代議士兼農工銀行頭取が就任している。翌年、山陰地方で最初の水力発電

所である荒舟発電所(法美郡上舟村、出力100kW)が竣工し、同年、電燈用に858戸2,347燈、産業用として2工場に3馬力の電力を供給している。当時の鳥取市は、人口が約34,000人、戸数は6,364戸であり、電燈がついたのはごく一部の富裕な家庭や商家に限られた。

②山陰電気

1907年(明治40)、山陰電気株式会社(以下、山陰電気。)は県選出の代議士による発案を契機に、米子地方の実業家ら7名によって設立された。初代社長には米子町の地主で代議士にも選ばれた、発起人代表が就任している。1909年(明治42)、旭水力発電所(日野郡旭村、250kW)が竣工し送配電設備も整い、米子町を中心に電気の供給がはじまった。約2,000戸に約4,000燈が取り付けられ、その多くが住宅や商家であり、一部公共施設や、会社、学校、劇場等も含まれている。



山陰電気 旧・江尾水力発電所
(1,000kW、1919年竣工)
(2016年10月撮影)

③倉吉電気

鳥取県中部では、倉吉電気株式会社(以下、倉電。)が1910年(明治43)に設立された。立案者は代議士で、初代社長に就任している。翌年、下畑水力発電所(東伯郡旭村字下畑、150kW)が発電を開始し、1,083戸に24,000余燭光が取り付けられ、倉吉町に電燈がともされた。翌1912年(明治45)から工業用の送電を開始している。これらの電動機取り付け先は、大部分が製糸工場であった。

④境電気

境電気株式会社は1911年(明治44)に設立され、翌1912年(大正1)、1,020戸に1,458燈をつけている。倉電の設立発起人でもある代議士が、当時、活況を呈する境港に電燈がないことに目を付け、地元有力者にはかって設立を計画した。電源は、60kWのガス発電所を建設したが、これは常時発電ではなく予備力扱いであり、前述の山陰電気から常用電力を受電し、配電していた。

⑤岩井電燈

境電気に類似のケースとして、岩井電燈株式会社があげられる。1912年(明治45)に設立されているが、地元発意の起業ではなく、鉄道敷設により観光客が増大していた岩井温泉に着目し、鳥取地方の有力者が中心となり起こした。発電設備は、出力20kWの木炭ガス火力発電所が立てられ、温泉旅館など77戸に2,016燭光がつけられた。発電出力が極めて小さく効率の悪い木炭ガス発電だったため、コストが非常に高かった。

〈設立期後期：1915年～1921年〉

電気機器分野の技術革新を背景に、鳥取県内の電気会社各社は市街地の周辺部地域に供給範囲を拡大している一方で、山村地帯には、無燈火の地域が残されていた。後期の電気事業設立の波は、第一次世界大戦を契機とした好景気を受け到来している。とりわけ鳥取県西部中部の未灯火地域で、相次いで小規模な電気会社が設立された。

①根雨電気株式会社

1913年(大正2)頃、日野郡根雨宿(現日野町)の住人が江尾・神奈川・根雨の3か村への配電を山陰電気に交渉し、同社は承諾。必要な調査、工事を始めようとしたところ、同宿の木材乾留工場発電所経営者が余剰電力を利用して電気供給事業を開始することにし、1915年(大正4)、山陰電気の権利を譲り受けて根雨電気が設立され、約260戸に6,408燭光の電力供給を始めている。

②御来屋電気株式会社

西伯郡御来屋、逢坂村(現大山町)住民らが発起人となり1915年(大正4)に設立。発電設備は逢坂発電所20kWを逢坂村に建設し、翌年の開業年度に735戸、7,252燈の電燈を、御来屋町、庄内村、光徳村、逢坂村などにつけている。

③気高水力電気株式会社

気高郡選出の県会議員が中心となって1916年(大正5)に設立。気高郡中西部地方は、鳥電と倉電、それぞれの供給地域の間に位置し、無灯火地帯となっていた。翌年、約1,222戸、17,393燭光、また動力用電力を鹿野町・青谷町など2町11か村に供給している。

④法勝寺水力電気株式会社

1917年(大正6)、西伯郡法勝寺村(現南部町)に設立。翌年には20kWの発電設備をもって、671戸、8,301燭光を、西伯郡西部6村に供給している。

⑤大高水力電気株式会社

1917年(大正6)、西伯郡大高村(現南部町)に設立し、同年、一ノ谷発電所14kWが同郡大山村に竣工し開業。同年度に827戸、7,576燭光の電燈を、同郡大高・県・宇田川などの諸村につけている。翌年に発電設備が洪水により流失し、翌1919年、同郡宇田川村に出力20kWの水力発電所を建設している。

⑥大江電燈株式会社

八頭郡大江村(現八頭町)の住民らが中心となり設立した。地元大江川を利用した水力発電事業を計画し、1919年(大正8)、水利権を獲得し翌年に設立。村内に15kWの水力発電所を建設して、翌々年に開業、大江村他一か村に電燈用電力を供給している。

この頃、県外資本による鳥取県内での水力電源開発が具体化している。山陽水力電気株式会社と因幡水力電気株式会社が、その先駆けであり、県外への電気供給を主として行った点で、上述の電気事業者と異なっている。山陽水力電気(以下、山陽水電)⁶は、1918年(大正7)、神戸市に本社を置いて設立されている。八頭郡山形村(現智頭町)の三滝瀑布に水力発電を設置し、電源立地地域の山形村・山郷村に電燈を供給したほかは、兵庫県内の工場向けに電力を供給した。

因幡水力電気は、1918年(大正7)8月、3.で触れる鳥電市営化問題が沸騰していたころ、若桜町を中心とする千代川水系を水源とする水力発電事業と八頭郡若桜村ほか12か村への電気供給を計画し、その水利使用許可願いを県に提出していた。1926年(大正15)10月ようやく許可され、翌年に設立。ただ、水利権許可を待つ間に、供給を予定していた地域は鳥電の供給

地域となっていた。当初は、県下の大地主層の資本で設立する計画であったが、設立時には日本電力株式会社（以下、日電）の直系事業として発足している。日電は、千代川水系で水力発電を開発し、電力を関西の自社系統に流す計画で助力に応じた。資本金の7割を日本電力が持ち、本社も同社内に置き、社長には日電社長が就任した。主に山陽水電・三菱鉱業生野鉱山・郡是製糸鳥取工場・鳥取電燈などへの特定供給事業であった。

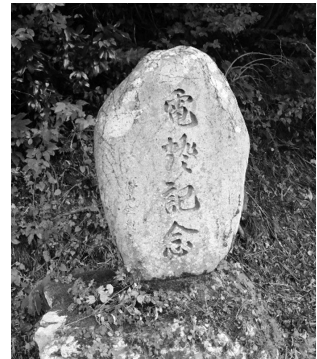
2.2 県内事業者への小規模事業者の合併、さらに県外事業者への合併

比較的規模の大きな電気事業者が設備投資を行い、供給地域を広げていく一方で、小規模な事業者は、供給増に見合う設備投資が難しく、大手電気会社と太刀打ちできなくなっていく。1921年（大正10）、御来屋電気を皮切りに、法勝寺水電、大高水電が山陰電気に、気高水電が鳥電に相次いで合併した。翌年には岩井電燈が鳥電へ、翌々年には根雨電気が山陰電気へ合併している。その結果、鳥電、山陰電気、倉電、境電気と新設された大江電燈の5社が残り、事業者の数はほぼ半分となった。

このころ、鳥電、山陰電気、倉電は競って水力発電所の拡張、新設を行っている。1923年（大正12）に鳥電は鳥取市古市に、翌々年には山陰電気も火力発電所を建設している。

1926年～1939年の間に、小規模な電気事業を合併した県内の電気会社も、ほとんどが合併されていく。その皮切りが山陰電気の広島電気株式会社（以下、広電）への合併である。1926年（昭和1）の合併当時、同社は約61万6千円の利益をあげており、一割を超える配当率を、1913年（大正2）以降継続していた（表1）。

1927年（昭和2）、境電気と倉吉電気も広電に合併された。合併当時の境電気は26,763円の利益を計上し、一割の配当を行っていた。それ以前から利益率・配当率ともに山陰電気に劣らぬ好調を示している点から、山陰電気と同様に経営に行き詰って合併したのではなく、むしろ広電の側から積極的に働きかけ、有利な条件を得て合併に踏み切ったものと考えられる。



鳥取県三朝町内に残る
“電設記念”碑：俵原村中建立
(2014年9月撮影)

倉吉電気の場合、合併当時6万6千余円の利益を上げ、一割の配当をしている。合併にあたって倉電は有利な条件を模索したようで、岡山市の中国合同電気と交渉し、一度は合併契約書を取り交わしたものの破棄し、広電と合併している。

広電は、鳥電の合併も意図していたが、岡山県にある中国合同電気による鳥電の株取得の動きが広電を先んじた。当時鳥電は3,640kWの発電設備を運営し、利益率も配当率も、大正10年以降高水準をつづけていた（表1）。同年に鳥電は中国合同電気の姉妹会社の形となったが、山陰電気、倉電の場合と異なり会社そのものは残され、1936年（昭和11）、大江電燈を合併し、1939年（昭和14）に中国合同電気に合併されている。

鳥取地域で県外資本に合併された電気事業の多くは、経営的に順調であり、経営状況の悪化によらない合併である点が共通している。それにもかかわらず、合併に踏み切った理由として、

「1. 当時の風潮に従って、広電が規模の拡大・地域独占を目指して食指を動かしたこと。2. 電気料金など山陰電気に対する利用者の不満があったこと、3. 電気の需要がほぼ頭打ちになって、これ以上大きな需要増加が見込まれなくなったこと」があげられている⁷。

2.3 電気利用組合や共同自家用としての電気利用

戦前の電気供給は自由競争にゆだねられ、収益性の低い山間地域への電気供給に民間事業者は消極的で、送電施設の建設資材や費用の負担、契約電燈数を増やすなどを求めた。こうした状況に対し、町村や集落など一定の地域を単位として、電気利用組合や共同自家用として自ら電気供給が行われている。

例えば、東伯郡山守村（現倉吉市）では、全村点燈を目指し、1930年（昭和5）に山守電気利用組合を設立している。1920年頃、近隣町村への送電が進むなか、村への送電を倉電と交渉したものの、人家が点在していることから点燈するのは山守村の一部のみ、かつ3千円の寄付と電柱・木材・雑役の無償提供を条件として示された。村民は「遺憾甚だしく」⁸、全戸点燈に向けて1922年（大正11）村営電気を構想する。検討の末、電気利用組合を設立することとし、1924年（大正13）に認可申請を経て1933年（昭和8）、14.5kWの水力発電所が竣工している。農作業の電化などで電力需要が増加したものの、戦中には設備の増強がかなわず、1947年（昭和22）から約3年は中国配電から受電している。1950年（昭和25）には50kWに設備等を拡張し、1958年（昭和33）には70kWを増設、120kWでの送電と中国電力からの受電によって、電気供給を中国電力より安価に1970年代までつづけた。こうした組合としての電気利用の例は鳥取県内で少なくとも4例見られ、組合を形成せずに20から50名ほどで共同自家用として電気利用を行った事例は少なくとも4例確認することができる⁹。

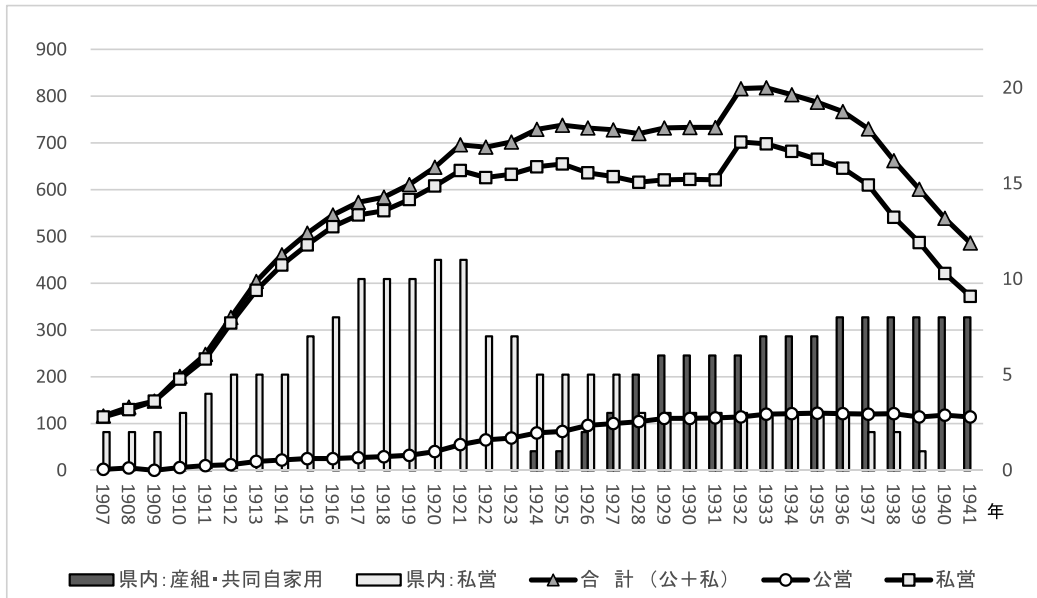
2.4 小括：鳥取県の電気事業の地域性

ここまで、戦前の鳥取県で地域の主体が電気事業の経営や組合等による電気利用を行い、一定期間地域に電灯や動力電気を供給してきたことを確認してきた。全国的に電気事業者が増加した時期、鳥取県では最も多い時に11事業者が電気を供給していた（図1）。設立期前期の電気供給区域は都市部が主で、農村部への配電は、発電所から市街地への送電経路にあたる村落に限られていた。当時、電気の供給義務はなく、鳥取においても事業収益性の低い地域での電気供給は遅れがちであった。設立期後期には技術革新を背景に、無灯火地域での小規模な電気事業者や共同自家用等の電気供給組織の誕生により、電気利用が進んでいった。以下、鳥取県の電気事業の特性を整理してみる。

年	鳥取電燈	山陰電気
明治40年	7%	-
41年	12%	-
42年	12%	-
43年	10%	5%
44年	10%	5%
大正1年	10%	9%
2年	10%	10%
3年下	10%	10%
5年上	10%	10%
8年下	10%	12%
11年上	15%	15%
13年下	15%	15%
昭和2上	12%	-
4年下	10%	-
7年上	9%	-
9年下	9%	-
12年上	9%	-
14年下	-	-

表1 配当率の推移
出所：『中国地方電気事業史』をもとに作成

図1 戦前の日本における経営主体別電気事業者数及び鳥取県内電気事業者数の推移



出所：『第34回電気事業要覧』、『中国地方電気事業史』、『鳥取県史 近代編 第3巻経済編』をもとに作成¹⁰

2.4.1 地域の有力者や住民による電気供給

事業主体に着目すると、鳥取県の電気事業の設立期前期には主に都市部の地主・資本家兼政治家等による起業が続き、後期には農山村地域で暮らす住民たちによる発意で地域に密着した電気供給が始まっている。とりわけ、前期に発起人などの創設者や経営陣に国や地方の議会議員が多く名を連ねている。例えば、鳥電では地元の発起人7名のうち6名が国、県、市の政友会系の議員であり、山陰電気では発起人7名のうち5名が国の議員かその家族から構成されている。政治的色彩の強さは鳥取地域の特性として指摘されている（鳥取県1969、中国地方電気事業史編集委員会1974）。

鳥取県内では、公営による電気事業は、他の自治体で見られる私营電気事業の譲渡（買収）を含めて皆無であった。1880年代末期に倉吉町で電気町営が、鳥取市で電気市営が論じられ、事業を起こすところまでこぎつけるも実現はしていない。また、1910年（明治43）には、八頭郡土師、那岐、富澤の3か村の有志40名が発起人となり那岐水力電気の設定を計画し、将来は3村共同の村営を目的として事業許可を出願している。しかし同地域の供給区域を出願していた鳥電に事業許可があり、那岐水力電気には不許可となっている。なお、1917年から1920年には鳥電の市営化が議論されており、この点については3.で詳述する。

1920年代に、鳥取県内の電気事業者数が合併により減少する時期に、電気利用組合や共同自家用による電気供給地域は増加している。全国的には、私营電気事業者の増加傾向が横ばいを見せ、公営電気事業者は微増し、その数をほぼ維持している時期にあたる（図1）。

2.4.2 水力発電を基調とした電源開発

鳥取県内の電気事業はその多くが開業時に地元での水力発電開発を伴っている。1.2で触れた通り、水力発電は安定性や価格等の面でも競争力が高い電源であった。鳥電は「発電らしい(原文ママ)水力一本鎗であり、したがって、電燈・電力料金は、例えば火力依存の岡山電燈や馬関電燈と比較するときわめて安く」提供できていた¹¹。1926年には電燈料金をさらに引き下げ、電燈需要の増大に貢献している。山陰地域は水力資源の点で地理的条件に恵まれているといえる。

なお、合併期後期には、県内の電気事業は良好な経営状態で山陽の事業者と合併されている。その理由はすでに触れているが、山陽の電気事業者たちにとって、鳥取県の電気事業を吸収することは、供給地域を拡大することに加え、水力発電による電力の受電や水利使用に関する魅力も大きかったと推察される。この点についての文献調査等による確認は今後の課題である。

2.4.3 住民の主体的な関与

消費者としての住民が、電気利用に主体的に関与する姿も見られる。具体的には、電源開発をめぐる紛争、電気料金の値下げ運動、さらに、民営の電気事業者による不当な対応に対して消費者自身が電力供給を行う事例があげられる。

電源開発をめぐるのは、山陽水電による三滝瀑布開発計画に対し地元住民の猛烈な反対運動が起き、3.で詳述する鳥電市営化運動へと展開している。また倉電は、供給電力量を増加するために牧発電所(820kW)を1922年(大正11)に完成させているが、その堰堤の建設をめぐる、洪水時の決壊と渇水時期の農業用水不足が懸念され、紛争が起きている。

鳥取地域の電気料金については、県東中部では鳥電、倉電が供給地域内で独占的に経営しており、東部・中部と比べ西部の山陰電気で安かった。西部には他に小規模な発電設備を運営する複数の電気事業者が存在しており、電気料金は山陰電気に比べて高く、電気料金の値下げ運動が起きている。山陰電気についても、初期には高い電燈料金や取付料・器具貸付料等に対し、値下げ運動が起きていた。

一方、東中部では料金が下がらないのみならず事業者側の横暴が見られた。地理的条件から事業性の低い山村地域での電力供給に民間事業者は関心を示さず、点灯してほしいければ送電工事費を寄付するよう求めることは頻繁に行われていた。例えば八頭郡土師村(現智頭町)では、地域住民が那岐水力電気の起業を計画していた。しかし鳥電が同地域の供給権を握り、その後鳥電は土師村に配電工事費2,900円の供出を要求している。村民は不当として拒否し、無条件点灯でない場合には村営電気事業を起こすと対抗した。一方で、政友会色の強い鳥電からの供給を政友会派の村民は望み、賛成派と反対派に分かれて村民が対立した。1921年(大正10)に政友派の村民に電燈供給が開始され、転向した者から点灯され、最終的には郡長、知事らの調停により、全村点灯に落ち着いている¹²。2.3でふれた山守電気利用組合の事例は、民営電気事業者の要求に対し村内の住民間の対立に陥らずに、村内全域の点灯を目指して自ら電気供給を行った姿といえよう。

以上のように、鳥取地域の電気利用の歴史において、地域や住民による主体的な関与と、一

定の決定権や選択肢が存在していた。今日では、地域の主体的な再生可能エネルギー利用の多くは、主に発電事業や消費者として小売電力会社を選択することを指す。一方で、戦前の電気利用においては、地域の主体が地域で利用することを目的とした電力供給事業を行っている点、あるいは、電気の利用者が電源の開発や電気料金、電気事業者のあり方に対して意思表示を行うなど、より直接的に関与している点を確認しておきたい。この点で、鳥取電燈市営化運動は、電源の開発、電気料金、電気事業者のあり方、さらに地域の将来像をめぐっておきた、電気利用者の主体的な関与そのものであり、以下に事例として取り上げる。

3. 鳥取電燈市営化運動

3.1 鳥取電燈市営化運動の経緯¹³

3.1.1 運動の興隆期～ダム建設反対、そして電力誘致へ

鳥取電燈市営化の問題は、山陽水電による八頭郡山形村での発電所建設に端を発した。1917年(大正6)、山陽水電が同村の三滝瀑布の水利権を利用し、もともと3千kWの出力を6千kWへと拡張することを計画し、鳥取県にその許可を申請した。この大規模な水力開発に対し、八頭郡各町村で猛烈な反対運動が起きた。反対の理由は、大規模ダムの建設による堰堤決壊の危険性、切り出した木材の筏流しへの支障、山林への障害、灌漑用水の不足などであった。おりしも、1912年(大正1)9月、千代川を中心として因幡平野を大洪水が襲い、甚大な被害を住民は受けていた。

一方、鳥取商工会から、工業の発展が遅れていた鳥取県で、6千kWの電力を得られる水力事業をむしろ積極的に鳥取市の発展に利用すべき、との声が上がると、三滝の水利権を鳥取市に譲り受けて市営の電気事業を起こし、その安い電力を利用して産業を誘致しようというものであった。1917年(大正6)、鳥取商工会は千代川の水害防止と工業都市の実現を提唱し、建設反対よりも電力誘致を、と鳥取市長や市会に働きかける。同年11月、緊急鳥取市会が開かれ「意見書」を鳥取県知事に提出。このことは鳥取県会にも波及し、電気事業の鳥取県営も議論されている。

鳥取市会は調査委員会を設け、水利の使用を県知事に申請した。しかし、山陽水電側からも申請を受けている知事は軽々にこれを決定できず、鳥取市による鳥電の買収が実現すれば、三滝の水利権を鳥取市に許可しようとの案を示した。鳥取市に電気を供給している鳥電の営業権を鳥取市が握ることが前提だ、という趣旨である。これが、鳥取電燈の買収・市営化運動の発端となったのである。

3.1.2 電気市営期成同盟会の設立と鳥取市会市営決議

翌1918年(大正7)、鳥取商工会は、電気市営と市債百円の募集を市会に働きかけることを決議する。つづいて「鳥取市連合青年会」(以下、青年会。)¹⁴も電気市営を決議している。鳥取市会は全員協議会を開き電気市営を促進することを申し合わせ、早速鳥電との交渉が始まった。

市内各町村で決起集會が開かれるなど、市営移管問題に市民が熱狂する一方、鳥電側はこれに応じなかった。状況を打破しようと、青年会が中心となり「電気市営期成同盟会」¹⁵(以下、

期成同盟会。)」が結成され、市民運動の強力な推進体制を築いていく。同年2月、鳥取市会が電気市営を決議。2月21日、鳥電の大多数の重役が市長と面談し、市営賛成の意向を表明。翌22日、鳥電社長が市長に面談し鳥電譲渡の方向で市と交渉を進める旨を表明する。鳥取市会は臨時委員会を設け、調査に着手する。そのころ、鳥取市助役が仙台、静岡の電気事業を視察している¹⁶。3月16日、鳥電臨時株主総会において市への事業譲渡が決定され、譲渡価格については、価格評定委員に一任することになった。

3.1.3 買取価格交渉の行き詰まりと洪水被害

事業譲渡には買取価格の合意が必要であり、最大の関門であった。鳥取市側が算定した買取価格は約94万2千円、鳥電が提示した247万3千円と、両者の提示価格の間には2倍以上の大差があり、価格交渉は中断に追い込まれた。そのころ鳥取市長は大阪、神戸地方で市営等電気事業¹⁷を視察している。鳥電側でも、市営賛成派の株主と反対派の株主とに分かれ混乱が生じていた。両者は、中立的な調停者に価格調停を一任することに合意する。

その直後、因幡地方を豪雨が襲う。千代川が氾濫し、鳥取市内は泥の海と化した。さらにその夏、日本各地で米騒動が発生。鳥取にもその影響が及んでいる。つづく9月、ふたたび豪雨が襲い、大正年間最大の被害をもたらす大洪水が発生する。鳥取市とその周辺は一大湖水に変わり、鳥取市中心地でも150cmを超える浸水被害があった。千代川、袋川が一斉に氾濫し、このとき美歎水源地の貯水池も決壊した。物価は高騰し、その11月、スペイン風邪の流行にも見舞われた。

1919年(大正8)、調停役による鳥電買取案が示され、買取金額は122万円、25年年利6.5%が妥当、とした。しかし、鳥電は交渉の席につこうとせず¹⁸、運動は停滞していく。さらに、美歎水源地の復旧に多額の費用が必要となったこと、市長の辞任、知事の転任、内務省による市債起債の不認可等が追い打ちとなり、運動の勢いは衰えていった。新たに赴任した知事から電気市営に代わる妥協案が両者に示されるも、翌年秋に知事は更迭される。1920年(大正9)、就任間もない新知事は水利使用权を山陽水電に与えた。鳥取市が経営するために買取しようとする場合には、山陽水電は拒むことができず、その価格について合意できない時は知事の裁定による、と付帯条件が示されたが、結局、交渉は打ち切りとなった。

3.2 鳥取電燈市営化運動の特徴

鳥取電燈市営化運動の特徴として、以下の3点があげられる。第1に、県外資本による水力開発を市営の水力開発・電気事業へと転じることで、内発的な発展を目指した点である。その背景には、鳥取の後進性打破と、地域資源が生む価値を活用した地域発展を望むと共に、鳥取市百年の長計に立つ視点があった。鳥取県が1876年(明治9)から約5年、島根県と合併した間、県庁は松江に移され、鳥取町内の多くの官公庁施設が廃止または移転し、ひどく寂れた経験をしている。1881年(明治14)年に鳥取県が再置された後にも、たびたび島根県との合併論が議論の俎上に上り、鳥取県西部では商業の発展と人口増加の著しい米子への県庁移設を望む声も根強かった¹⁹。それでもなお、鳥取市は城下町都市という特性がもつ封建的な風土を背景

に、“後進性”に甘んじる土地柄であった。たびたび県東部を襲来する水害が、経済的な発展を妨げてもいた。こうした状況に対し、電気市営は“後進性”を打破する絶好の機会であり、治水を考慮した水力開発を行い、安価な電力を提供することによる産業誘致、さらには市税の軽減も狙った運動であった²⁰。

「期成同盟会」の趣意書に以下の記述がある。「われらは本市百年のため、惰眠より覚醒し、異常の決心をもって市債を起し、電気市営の計画を立てて、三滝及びその付近の水利権を獲得し、(略)本市ならびに本県の繁昌を促し、また電力販売の収入をもって年々市債の償還を完了、さらに幾十年ののちに至り現在市費の金額を償うてなお余りある模範的都市を実現せしめんと期するものなり」²¹。

2点目として、青年層のデモクラシー運動の高まりを背景に、地域を挙げて取り組まれた運動であった。各地域での“消燈運動”のほか、「期成同盟会」の発会以降、鳥電が鳥取市に市営賛意を示すまでの約ひと月の間に、期成同盟会主催の討論会の他、鳥取市内の全域において、連合町村民大会、各種同業者組合等による臨時総会、中心地域の街道筋道民大会等が少なくとも31回開催され、鳥電市営化について討論や促進決議等が行われている。電気市営を決議する鳥取市会には、市会はじまって以来の傍聴者が押し寄せた。

運動が盛りあがった背景として、「期成同盟会」が上述の将来ビジョンを掲げ、鳥電市営化は公益に資することを明確に示したことに加え、同会が青年会による主導で結成された影響も大きいと思われる²²。町村民大会で、期成同盟会会長かつ商工会会頭は次のように語っている。「電気市営の運動には、市民ひとりのこらず参加しなければならない。政党政派とは全く関係のない運動だ、鳥取市将来の発展をねがう全市民の運動、愛市の運動だからだ。山陰道は、中国山脈のせいで山陽道の雨までも引きとらねばならないほどの不便さを忍んでいる。その雨水による三滝の水利権は、当然われら鳥取市民のために益するものでなければならない。」²³

もうひとつの背景には、鳥電への不満の鬱積があり、「鳥電の“独占横暴”に対する市民の憤懣は、相当強い」ものであった²⁴。『鳥取新報』は「電気事業のごとき公益を主とすべき事業が、一営利会社、ことに豺狼(さいろう)あくなき私欲の権化たる営利会社によって壟断されていることの、いかに最大多数の最大幸福を傷つくるものなのかの深刻なる経験と自覚が、ついに広大な市営運動となったものである」と報じている²⁵。

3点目として、中央政党が地方自治に政治的な影響力を行使した可能性が挙げられる。当時内閣を形成していた政友会は、利益誘導型政治を進めており、築港や鉄道敷設、学校建設など積極政策を地域で展開し、党勢を拡張していた。同様に、鳥取県東部の電気事業を独占していた鳥電は、政友会への入党者だけに点燈する、として、電燈敷設を党勢の拡張に利用している²⁶。また当時知事の任命権や公債の起債許可は内務省の権限で行われていた。度重なる水害は県財政を圧迫しており、1918年(大正7)9月の大水害を契機に、国の財源を必要とする千代川改修工事が喫緊の政治課題となるなか、市営化の議論が下火にならざるを得なかった面は否めない。期成同盟会や運動を率いた人々は、党派を超えた公益に資する百年の長計としての電気市営を市民に問いかけたが、政党的な対立軸や思惑から完全に運動を切りはなすことは容易ではなかったといえる。

3.3 鳥取電燈市営化運動がもたらしたもの

最終的に、鳥電の市営化は実現しなかった。その要因としては、買収価格をめぐる交渉が難航したこと、政党的対立の中で自治の制限があったこと、さらに1918年(大正7)があまりに多事多難な年となったことを、複数の文献が指摘している(涌島1953、鳥取県1969、須崎1981)。米騒動と洪水によって、生活再建の必要に迫られるなか、電気市営から治水へと、緊急性と論点の変更が起きた。ただ、暮らしの豊かさを生みうる開発計画の是非やそのあり方について、長期的視点で何をなすべきか、主体的に社会を挙げて議論された地域の歴史は、もっと知られてよいと考える。

鳥取電燈市営化運動の重要な副産物として、一度閉鎖を決定されていたガス事業が、市営化運動の中で鳥取ガス株式会社として再生されている。同ガス事業は大阪市の関西ガスの支店として設立されて以来、不況と電気事業に押されて経営不振に陥っていた。第1次世界大戦で鉄類が暴騰したことを受け、埋設鉄管を売却することにしていった。おりしも、市営問題が盛り上がる中、鳥電は市営化に賛成する者には電燈をつけないと言いつけていた。そこでこの運動の主唱者である商工會頭らは、同事業を買収して、1918年(大正7)5月、地元企業として再出発したのである。設立時には地元以外からは資本金を集めず²⁷、その大半を鳥取市民が出し合い、鳥取市民が経営する会社、として設立されている。

おわりに

山陰地域、特に鳥取地域に存在した戦前の電気事業に着目し、その概要と特性を研究ノートとして整理した。そこでは地域や住民の主体的な関与と、一定の決定権や選択肢が存在し、暮らしの質の向上や地域経済の発展を志向した実践が行われていた。電気利用においても生活領域と開発計画との関係性に地域や住民が関心を持ち、リスクと地域の経済循環とを考慮に入れながら生活を守ろうとする強い当事者意識が働いていたと思われる。

その背景として、以下が考えられる。1点目として、自然や気候の影響を受ける自然共生的な、地域に根づいたなりわいが今日より中心的であった。身近な自然資源の利用は暮らしの、地域の資源循環の一部であることから、開発に対する思慮深さや危機意識は現在より高かったと思われる。

2点目として、暮らしの質の向上という豊かさを、電気利用においても、地域として共に享受しようとした共同体意識が存在していたと考えられる。山守電気利用組合や鳥取電燈市営化運動の例でみられたように、公益に資する中長期的なビジョンを地域住民の間で共有することは、電気事業という長期的な影響を地域に及ぼすテーマにおいて、共同体としての意識を形成するために重要であった。そのビジョン実現を住民の立場で牽引するリーダーの存否、また必要な資金を地域特性に即して調達することの可否が、地域の公益性に資する電気事業の実現の成否を左右する要素となったと考えられる。鳥取電燈の市営化は市債起債が認可されず成らなかったが、同時期に市営電気事業を行った地域においては、ほとんど起債によって資金を調達し、公益の視点から安価な電灯料金を実現し、自治体財政にも貢献したことが明らかにされている。また、山村においては村有林や部落有林の売却益、住民の寄付等が地域電化の資金とさ

れている(西野2014)。山守電気利用組合では、発起人らが田畑や山林など自らの資産を担保にして、事業費の約7割を金融機関から借入れ、事業を実現している。

3点目として、地域での電気供給・経営に関する情報、技術、人材等が地域や利用者自身の身近に存在していた。これらが総合的に、電気利用に伴うリスクと、暮らしの質向上や地域の発展とを考慮し、意思決定に関わる当事者意識に影響を与えたと思われる。

これらは、戦前に比べるとその多くが変容し、または地域から失われている。しかし、気候変動等への対応、少子高齢化、地域の経済循環の視点からも、地域の有限な資源利用をめぐる、さらに自然災害が頻発化するいま、あらためて地域・住民のエネルギー利用への主体的な関与が求められる。

近年、ドイツでは自治体公社によるエネルギー供給網や供給会社の再公有化(Rekommunalisierung)が進んでいるが、その背景には、地域の多様な主体のエネルギー事業への関与を促進し、地域の持続可能で内発的な発展につながるものがあげられている(豊田・手塚 2017)。また、電気の利用者が自宅や自社等で発電し、生産者も兼ねるプロシューマーは、日本でもさらに普及することが予測される。

2011年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故は、エネルギーシステムやエネルギー利用に対する当事者意識に大きな変化をもたらした。いま、2020年の発送電分離に向けて電力システムの改革が進行する中、地域や住民の主体的な関与と、一定の決定権や選択の領域が生まれ、エネルギー自治の可能性が広がりつつある。例えば、鳥取県内には自治体が出資する新電力が4社設立され、地域や住民への電力小売をはじめた。各社は電気の地産地消を推進し地域振興を実践している。電気利用が地域の営みや暮らしに密着していた歴史は、決して過去のものではなく、分散型エネルギーシステムへの転換を推進する際に、多様な示唆を与えてくれる。ひきつづき注目していきたい。

付記

本稿は、山陰研究センタープロジェクト「山陰の環境・エネルギー事業による地域形成に関する研究」2016～2018年度、(研究代表者：上園昌武)の研究成果の一部である。

参考文献

- 倉吉市史編集委員会(1993)『新編倉吉市史 第3巻 近・現代編』倉吉市
- 須崎俊雄(1981)『鳥取市の市民運動』鳥取市教育福祉振興会
- 須崎博通(2007)『鳥取近代化の歴史考』福井印刷
- 関金町誌編さん委員会(1983)『関金町誌』関金町
- 中国地方電気事業史編集委員会(1974)『中国地方電気事業史』中国電力株式会社
- 通信省電気局編(1939)『第30回電気事業要覧』社団法人電気協会
- 通信省電気局編(1943)『第34回電気事業要覧』社団法人電気協会
- 鳥取県(1968)『百年の年輪』
- 鳥取県(1969)『鳥取県史 近代 第3巻 経済編』

鳥取市(1962)『鳥取市七十年』鳥取市史刊行会

豊田陽介・手塚智子(2017)「ドイツ・ハンブルク市における配電網再公有化に見るエネルギーの自治」
『人間と環境』43巻2号 23-29頁

西野寿章(2012)「日本にもあった電気の協同組合—戦前の電気利用組合—」『まちと暮らし研究』No.16
(2012年12月)54-59頁

西野寿章(2014)「戦前における市営電気事業の展開と特性」『地域政策研究』第16巻第2号 1-19頁

若桜町(1982)『若桜町誌』若桜町

涌島義博(1953)『鳥取市民百年史』日本海文化協会

¹ 主に中国地方電気事業史編集委員会(1974)を参照して構成している。

² 主に中国地方電気事業史編集委員会(1974)を参照して構成している。

³ 東京市では、東京電燈に加えて、電気事業を行っていた東京鉄道を買収した東京市電気局、新規参入した日本電燈が競争下にあり、1軒に3事業者の電燈がつけられることもあった。

⁴ 西野寿章(2012:54)

⁵ 倉吉市史編集委員会(1993)、鳥取県(1969)、鳥取市(1962)、中国地方電気事業史編集委員会(1974)等を参照し構成している。

⁶ 主として県外の資本および経営者により設立。発起人は姫路水力電気社長ら18人(うち鳥取県関係者は2人)。初代社長をはじめ取締役らは姫路水電首脳陣で占められていた。

⁷ 鳥取県(1969:536)

⁸ 関金町誌編さん委員会(1983:104)

⁹ 逋信省電気局(1939:116-119)

¹⁰ 日本全体の事業者数は『電気事業要覧』を参照、鳥取県内の事業者数は『中国地方電気事業史』および『鳥取県史 近代 第3巻 経済編』を参照している。『電気事業要覧』における電気事業者数には、産業組合および共同自家用は含まれない。なお、鳥取県内の電気事業者として、ここでは電気鉄道に限る事業者、県外資本の発起による事業者は含んでいない。

¹¹ 中国地方電気事業史(1974:70)

¹² 同書:158

¹³ 主に須崎俊雄(1981)、鳥取県(1969)、涌島義博(1953)を参照して構成している。

¹⁴ 1913年(大正2)、憲政擁護運動に刺激された鳥取市の青年たちが党派を超えた鳥取市の福利増進を目指し設立。メンバーは主に商工業者で、党利党略に距離を置く自由主義的な活動家であり、鳥取における市民運動のリーダー役を担った。

¹⁵ 13人の発起人は市民5名、市長、助役、市会から議長、副議長、商工会から2名、鳥取市連合青年会から2名、といった顔ぶれであった。

¹⁶ 静岡市は、1911年(明治44)に静岡電燈(株)の譲渡を受け静岡市電気部を発足している。仙台市は、1907年(明治40)から市営電気事業、上水道整備、市電敷設などによる近代都市への発展を目指し、1912年(大正1)には宮城紡績電燈(株)から設備一切の譲渡を受けている。

¹⁷ 大阪市は1903年(明治36)に市営電気鉄道を開業し、1911年(明治44)から市営電力供給事業を開始、1923年(大正12)に大阪電燈(株)を買収、市営化し大阪市電気局を設立している。神戸市は、1917年(大正6)に神戸電気(株)を買収し、神戸市電気局を発足している。

- ¹⁸ 政友会総裁の原敬内閣の成立が、鳥電を強腰にしたことも指摘されている。
- ¹⁹ 1914年(大正3)には鳥取県議会と島根県議会で鳥取・島根両県合併建議案が通過し、鳥取市連合青年会を中心とした反対運動が起きている。他県合併説は、昭和に入っても続いた。
- ²⁰ 当時、鳥電の年間財政は7万円、株式時価は80円。当時の鳥取商工会会長かつ期成同盟会会長は、この数字を逆算し、鳥電の買収価格を80万円と算定している。この価格であれば、市債100万円で鳥電を買収しても、20年後には元利の償還ができる。このころ鳥取市の財政は7、8万円であり、償還後は、電気事業から上がる利益で市税の軽減も可能であると考えた(涌島 1953:146)。
- ²¹ 須崎(1981:175)
- ²² 青年会は1917年(大正6)の鳥取市議会議員選挙の際に党派による争いを超えた議会の実現を呼びかけ、党派に属さない中立の公認候補を選び、15名の当選者を出した。こうした活動が市民の政治意識の高揚を促していたことが、鳥電市営化運動の背景として指摘されている(鳥取市 1962:94)。
- ²³ 須崎(1981:154)
- ²⁴ 具体的には、①電燈の暗さ・強弱の明滅の多さに対する不満、②利益の社会還元が行われていないことへの憤慨(市道に電柱を建てるなどの恩恵を受けながらも、大企業への配電を第一に考え、住民を軽視)、③電燈料金制度への不満(当時の定額制は、企業を優遇する仕組みであり、市民は従量制を望んだが無視)、④鳥電の「電燈供給規定」への不満。規定外に多額の出費を要求し、それに応じなければ、何年でも工事を先延ばしにすることができた。鳥電に対し不満を持つ家庭には、電燈がなかなかつけてもらえないことが、実際に行われた(同書:166)。
- ²⁵ 『鳥取新報』大正8年8月5日
- ²⁶ 鳥取県(1968:115)
- ²⁷ 資本金10万円のうち6万円を12人が、4万円を170人の株主が出資し、1、2株所有の株主が87名を数えた。